

## 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業Q & A（私立学校用：変更分のみ）

Q 1 補助上限額について、例えば児童生徒数200人の小学校がこれまでに30万円の交付決定を受けた場合、追加申請を行う際の補助上限額はいくらか。

A 1 合算した額が実施要領に示す1校当たりの補助上限額以内とする必要があるため、以下の通りとなる。

- ①実施要領に示す1校当たり補助上限額 45万円
- ②既交付決定額 30万円
- ③追加申請時の補助上限額（①－②） 15万円

Q 2 抗原簡易キットは補助対象となるのか。

A 2 抗原簡易キットについては、基本的対処方針等に基づき、文部科学省から配布する抗原検査キットの活用を優先することとし、それでもなお不足するものに限り補助対象となります。

### 以下、問い合わせの質問について追加（R3.9.9）

Q 3 今回の追加のQ & Aにおいて、抗原検査キットが補助対象とあるが、PCR検査は対象とならないのか。

A 3 PCR検査自体が直接的な感染症対策として結びくわけではないため、対象として想定はしていないが、補助事業者の責任において感染症対策のために必要となったものであると説明できるものであれば否定するものではない。ただし、検査費用も安価とは言えないことから、1度の検査で補助上限額に達してしまい他の感染症対策に補助を充てることができないということも考えられるため、総合的にご判断いただきたい。

Q 4 学校や寮内で陽性者が出た場合のPCR検査費用や寮の個室化のためのホテル等の借料は補助対象となるか。

A 4 本補助金は感染防止対策のためのものであり、陽性者が出た場合のその後の対応に対する補助は対象外と考える。

Q 5 対象となる学校は、これまでに交付決定がされた学校のみか。

A 5 実施要領において改定した補助上限額以内であれば、全ての学校が対象となる。

○一度も交付を受けていない学校 ⇒ 上限額内で満額対象（事務連絡の①）

○令和3年3月1日付け及び令和3年7月1日付け交付決定

⇒ 上限額と交付決定合計額の差額が対象（事務連絡の②）

○令和3年3月1日付け又は令和3年7月1日付け交付決定

⇒ 上限額と交付決定合計額の差額が対象（事務連絡の②）

Q6 既に交付決定のあった学校の事業計画書において補助対象経費が交付決定額以上であった場合（前回までに上限額を達していた場合）においても、今回事業計画書を提出しなければ改訂した上限額の差額は補助対象とならないのか。

A6 既に交付を受けている学校であっても、上限額の差額分の追加交付が必要であれば、事業計画を提出する必要がある。その場合、補助対象経費は前回同様として可。（関連Q6参照）

Q7 令和3年7月1日交付決定の学校について、変更交付決定となるか。計画変更承認申請書を提出する必要があるか。

A7 今回の募集は追加募集とりますので、変更交付決定とはなりません。そのため、計画変更承認申請は不要。

Q8 エクセルに記載の作成要領②によると、補助対象経費を補助上限額以下となるよう調整する必要があるが、各学校における補助対象を把握したい（令和3年7月1日交付決定分と同様にしたい）。この場合、チェック欄が「×」と表示されるがどのようにしたらよいか。

A8 申請額に上限の範囲内で入力するか、L列の計算式を「`ROUNDDOWN(MIN(J13, K13, J13-N13), -3)`」と修正する形で対応いただきたい。

（以上）